平成２３年（フ）第６０７号
東京都日野市南平５丁目29番地の５
破産者　増尾　結子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目６番32号
破産者　有限会社ライフステージ
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３９号
静岡県三島市泉町14番９号、代表者住所静岡県三島市泉町１番40号
破産者　株式会社田京印刷所
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
静岡県富士市大淵3579番地の２
破産者　加藤　　勲
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２５９号
静岡県浜松市南区田尻町363番地
破産者　有限会社ＧＡＩＮＥＲＳ技研
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７９０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地４　２ブロックＡ棟602号
破産者　株式会社アルジオ
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
岡山市北区表町３丁目18番21号　シティマンションユタカ206号、前住所岡山市北区蕃山町２番12号　ホーメストハイツ蕃山町203号
破産者　出口　　昇
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６６号
山形県東田川郡庄内町余目字矢口76番地２、前住所山形県酒田市若宮町１丁目４番10号
破産者　小野寺勘治
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１９号
奈良県大和高田市片塩町17番14号
破産者　外村　明夫
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
奈良県橿原市石川町254番地の１　ライフガーデンⅠ―201
破産者　石原　克美
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２８９号
札幌市白石区平和通９丁目北15番５―201号
破産者　尾崎　正雄
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
岩手県遠野市青笹町糠前34地割102番地30
破産者　菊池　國彦
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８０号
宮城県多賀城市伝上山４丁目３番19―302号
破産者　佐々木健一
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
仙台市青葉区柏木１丁目５番35号　仙台つばさ荘203
破産者　沼田富美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
仙台市太白区茂庭字人来田西65番地の６
破産者　大友　昭博
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台514
破産者　武田真寿美
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
宮城県登米市中田町上沼字籠壇80番地
破産者　石川　　敬
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１２号
宮城県登米市迫町佐沼字寺浦１番地28
破産者　佐藤　香織
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１６号
宮城県登米市迫町北方壇ノ浦10番地５
破産者　山田　　孝
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３０号
茨城県神栖市知手3620番地
破産者　倉田　　明
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部